

# コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行は、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとするとともに、全ての業務の基本として位置付けております。

## ● 行動憲章

当行では、コンプライアンスの浸透を図るために、行員一人ひとりに「コンプライアンス・ガイドブック」を配布しており、コンプライアンス研修等における啓蒙・教育に活用しています。また、同ガイドブックにおいては、当行並びに当行職員が地域社会からの幅広い信頼に応え、地域経済・社会の発展に貢献するための行動指針として、以下の「行動憲章」を定めています。

1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 銀行が社会においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

## ● コンプライアンス体制

### 1. コンプライアンスに関する情報の受付窓口

#### ・ コンプライアンス担当者

当行では、営業店、本部各部室等に「コンプライアンス担当者」を配置しており、行員への日常的なコンプライアンス教育を行わせるとともに、コンプライアンス遵守状況の検証を行っております。また、「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスに関する問題は、コンプライアンス担当者又は発見した役職員から、コンプライアンスに関する所管部署であるコンプライアンス統括部へ速やかに報告することを義務付け、また、顧問弁護士への外部通報・相談窓口も設置しております。

### 2. コンプライアンスに関する所管部署

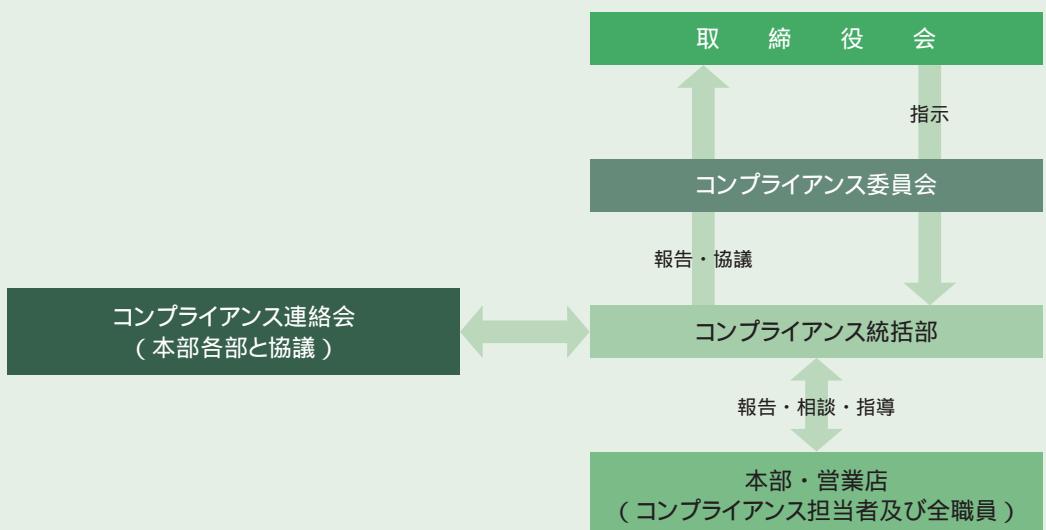
#### ・ コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する所管部署であるコンプライアンス統括部は、営業店や本部各部室、お客さまサポート室から寄せられたコンプライアンスに関する情報を一元的に管理しております。それらの情報の中から、問題点の検証、洗い出しを行い、必要に応じて監査部による詳細調査や顧問弁護士の意見を確認した上で、コンプライアンス連絡会において本部各部室と改善策の検討を行っております。

また、営業店への臨店訪問を行い、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の検証や、規程・通達等の遵守状況に関する検証を行っております。

コンプライアンス統括部におけるコンプライアンス状況の検証及び検討内容は、コンプライアンス委員会、取締役会に報告しております。

## コンプライアンス体制図



### 3. コンプライアンスに関する施策の決定機関

#### コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス統括部からの報告を受け、コンプライアンス・プログラムの策定やコンプライアンスに関する諸問題の改善策について、検討を行っております。コンプライアンス委員会の協議事項は、上部機関である取締役会へ報告しております。

#### 取締役会

取締役会は、コンプライアンス委員会の決定事項について、監査役を加え、内容を吟味した上で、最終的な施策の決定等を行っております。また、コンプライアンスに関する諸課題や行内体制について議論する等、実質的な関与を行い、コンプライアンス体制の構築に努めております。

## ●反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力による不当な介入を防止し、関係を遮断するため、対応マニュアルの制定や反社会的勢力に関する情報の収集等の体制整備を実施しております。

最近では、銀行取引約定書や預金規定等に「暴力団排除条項」を導入しました。

今後も反社会的勢力の排除という社会的な要請に応えることができるよう、取り組みの強化に努めてまいります。

## ●金融ADR制度への対応

金融ADR制度とは、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決を行うものです。

当行では、指定紛争解決機関である「一般社団法人全国銀行協会」と手続実施基本契約を締結しており、「全国銀行協会相談室」の存在や役割について、お客さまへの周知に努めるとともに、お客さまのご要望に応じて、当行の「お客さまサポートセンター」「全国銀行協会相談室」や他の外部機関等を紹介するなど、適切な対応に取組んでおります。